

論文内容要旨

報告番号	甲 先 第 361 号	氏 名	根来 慎太郎
学位論文題目	建設会社の災害時事業継続力高度化に関する実践的研究		
<p>【内容要旨】</p> <p>近年、未曾有の大災害に見舞われている日本列島において、建設業に求められているのは被災した自治体からの現地復旧要請などに対し、迅速に災害対応にあたり、住民の生活をいち早く復旧・復興させる使命を帯びている。国政からは国土交通省関東地方整備局が平成21年6月に建設会社の災害時事業継続力を評価する認定制度をスタートさせたのを皮切りに、その他の地方整備局でも次々と災害時における事業継続力認定制度を活用し、建設業および関連企業に事業継続計画（以後BCPという）の策定を求められている。この認定要求事項には、主に自然災害を前提にした計画を立てるように述べられている部分があり、発注側からの要求、いわゆるサプライヤー側の重要な事業および業務の継続手段として、建設業が自然災害に対応するBCPを作成するよう求めているのである。</p> <p>日本にBCPという概念がもたらされて十数年しか経っておらず、BCP策定普及の為に、自然災害の多い日本では、防災の視点をまずありきで進めてきたのはある意味仕方のない部分であり、建設業者が事業を継続するため、受注を獲得するためのひとつの手段として認定を継続して受けることはBCPの一端であることも間違いではない。</p> <p>しかし、ここで考えなければならないのは、すべての建設企業が、自治体からの受注業務だけで成り立っているわけではなく、また企業存続の危機に対する事象は自然災害だけではなく、疫病の蔓延、顧客情報の流出や役員の不祥事などによる信用の失墜など、予測不可能な事象により企業存続が危ぶまれることは、報道等により知られている事実であり、大企業でも倒産する事例もあることを認識すべきである。建設業も経営企業体であるため、利益を上げ続けないと事業継続はありえない。未曾有の大災害が発生した際に、この認定を受けることを主眼に置いて策定されたBCPの実効性は疑問が持たれるが、単なる文書化された計画書ではなく、役員・社員など事業に関わる人員が、わが事意識を持ちBCPに参画することにより、実効性が多少なりとも向上すると考えられる。</p> <p>東日本大震災発生後には、物理的直接被害を受けなかった地方建設業でも、BCPでは想定していなかった物資不足や資材の高騰などの間接的被害による経営悪化が問題となっている。その後の熊本や大阪、北海道などの地震災害をはじめ、台風・集中豪雨による山崩れ・崖崩れ、河川堤防の決壊や内水氾濫など、多くの甚大な被害をもたらす自然災害が発生し、地方の小規模自治体では建設業者自身も被災し、孤立地区を生じさせ、住民の避難が長期化し、地区の存続も危ぶまれている現状もある。また、災害発生時の復旧工事に従事する中小地方建設業は、対応にあたる人材・資機材が不足し、工事を迅速に遂行するためにも、発注側である自治体との関係性など考慮し、日頃のコミュニケーションや関係機関や同業他社や取引先との連携などを強化しなければならない。</p> <p>この論文では、地方建設業の生き残りをかけ、災害対応にあたる建設業BCPへより高度化を目指すべく、建設企業と関連企業、自治体との関連性を深めた取り組みを紐解き、今後起こりうる危機事象に対応すべく課題解決と今後の発展に寄与する提言を行う。</p>			